三種町スポーツ文化合宿等誘致推進事業実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、本町におけるスポーツ文化合宿等を誘致し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることを目的として交付する三種町スポーツ文化合宿等誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「スポーツ文化合宿等」とは、町内外のスポーツ、文化又は教育団体（小学生以上社会人までの者で構成する団体とする。）が、町内に宿泊して技術の向上又は学校教育若しくは社会教育を目的として行う合宿、遠征、大会（公式大会は除く）、体験旅行等をいう。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

　（交付の要件）

第３条　補助金の交付対象となるスポーツ文化合宿等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　（１）　スポーツ文化合宿等が町内の施設で開催されるものであること。

　（２）　参加者及び宿泊者数が５名以上であること。

　（３）　町内の旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条に規定するホテル営業に係る施設、旅館営業に係る施設又は簡易宿泊所営業に係る施設に宿泊すること。ただし、キャンプ場若しくはバンガロー又はその他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設は除くものとする。

　（４）　事業に直接又は間接的に他の町費が含まれない事業であること。

　（５）　当該年度の３月３１日までに実施完了となる事業であること。

　（６）　営利を目的とした事業でないこと。

　（７）　宗教的又は政治的活動を目的とした事業でないこと。

　（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助対象経費は、スポーツ文化合宿等に要する経費のうち宿泊料とする。

２　補助金の額は、宿泊日数に応じて次により算定した額とし、上限を６０万円とする。この場合において、保護者及び付添人の宿泊は、その数に含めないものとする。

（１）　次号以外の場合　１泊　２，０００円×延べ宿泊者数

　（２）　森岳温泉ゆうぱるの場合　２泊まで１泊１，０００円×延べ宿泊者数、３泊以上１泊２，０００円×延べ宿泊者数

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

　（１）　事業実施計画書・収支予算書（様式第２号）

　（２）　大会要項等と宿泊者名簿（任意様式）

　（交付決定）

第６条　町長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（採択の制限）

第７条　同一団体が実施するスポーツ文化合宿等については、同一年度内に複数回の採択はできないものとする。ただし、事業内容が異なる場合は、この限りでない。

　（変更又は中止の承認申請）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、次の各号に掲げる事業の変更を行おうとするときは補助事業変更承認申請書（様式第４号）を、事業を中止しようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

　（１）　延べ宿泊者数又は補助対象経費の総額が２０パーセントを超える増減となる場合

（２）　参加者数が５名未満又は町内の施設を使用しない若しくは町内へ宿泊しない場合

２　町長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止を承認したときは、補助事業変更（中止）承認書（様式第６号）により補助対象者に通知するものとする。

３　第１項第１号の規定による変更申請において、延べ宿泊者数が増となる場合においては、町長は、予算の範囲内において補助金の額を増額することができる。

（事業の実施状況報告）

第９条　補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、補助事業実施状況報告書（様式第７号）により速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から１カ月以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第８号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書・収支精算書（様式第９号）

　（２）　宿泊等に係る領収書等の写し（宿泊人数が確認できること。）

　（３）　請求書（様式第１０号）

２　実績報告時において、補助金の額が交付決定時から増額となる場合、追加交付決定は行わないものとする。

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。この場合において、補助金の額の変更を要する場合は、補助金確定通知書（様式第１１号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１２条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（１）　第３条に規定する交付の要件に該当しなくなったとき。

（２）　補助金交付の条件に違反したとき。

（３）　不正手段により補助金を受けたとき。

（４）　その他町長が定める条件に違反したとき。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

　(準備行為)

２　この告示の施行の日前においても、この告示の実施のために必要な準備行為をすることができる。